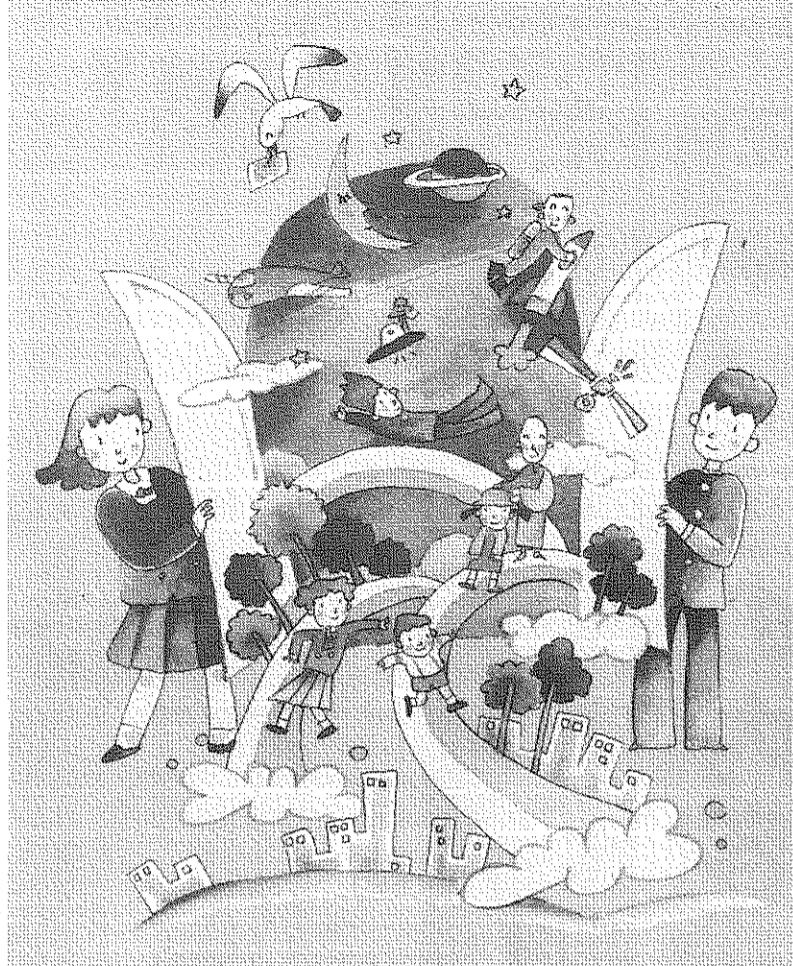




広報やわた

発行: 八幡市役所・〒614八幡市八幡園内75 編集: 八幡市教育委員会社会教育課



八幡市では、眞の男女平等社会を実現するため、男女の役割分担意識を見直し、学習・啓発・健康・生活安定・生きがい対策・就業などの条件整備を進めるための指針となる「男女平等社会をめざす八幡市行動計画」(案)を策定しました。

この行動計画(案)は、「基本的人権の尊重と両性の本質的平等」が日本国憲法にうたわれているにもかかわらず、正しく生かされていない現実や、誤った性による役割の在り方の意識が男女双方に強く残っていること、女性問題は男性問題と表裏一体であるから、その解決をかるために策定を進めました。

4面下段に掲載

今回の行動計画(案)について市民のみなさんのご意見をお聞きするため、その全文を掲載しました。(ご意見・ご要望の送付先は

八幡市では、眞の男女平等社会を実現するため、男女の役割分担意識を見直し、学習・啓発・健康・生活安定・生きがい対策・就業などの条件整備を進めるための指針となる「男女平等社会をめざす八幡市行動計画」(案)を策定しました。

この行動計画(案)は、「基本的人権の尊重と両性の本質的平等」が日本国憲法にうたわれているにもかかわらず、正しく生かされていない現実や、誤った性による役割の在り方の意識が男女双方に強く残っていること、女性問題は男性問題と表裏一体であるから、その解決をかるために策定を進めました。

この行動計画(案)について市民のみなさんのご意見をお聞きするため、その全文を掲載しました。(ご意見・ご要望の送付先は

4面下段に掲載

第一章 計画の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨と経過

「すべての人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利とについて平等である」と世界人権宣言はその第一条に明記し、日本国憲法にも「基本的人権の尊重と両性の本質的平等」がうたわれています。このことは「国連婦

人間として男性女性の別なく、同等な立場である分野に参加し貢献することができます。生き生きとした輝ける地域社会を形成することになります。

女性差別撤廃条約の第一条には、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別・排除又は制限であって政治的経済的、社会的、文化的、市民的その他いかなる分野においても、女子(婚姻をしていないかも知れない)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有又は行使することを苦しむべき無効にする効果又は目的を有するものをいう」と明らかにしているように、制度上かに於ける意識が男女双方に残っています。男性については、家庭や地域社会からの疎外感失なみの問題があり、女性問題は男性問題と表裏一体であります。

女性差別撤廃条約の第一条には、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別・排除又は制限であって政治的経済的、社会的、文化的、市民的その他いかなる分野においても、女子(婚姻をしていないかも知れない)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有又は行使することを苦しむべき無効にする効果又は目的を有するものをいう」と明ら

表 I

(1) 法制上の婦人の地位の向上
(2) 婦人参加への促進
(3) 母性的尊重及び健康の擁護
(4) 老後における生活の安定の確保
(5) 国際協力の促進

II 計画の概要

1 計画の性格

この計画は、わたしたち

が男女平等社会を実現していく

上での基本となるもので、

民間の団体、地域社会一

般市民が自主的、具体的活動

を推進していく場合の指標と

本方向を示したものであり、

この長時間労働定年後の生きが

い喪失などの問題があり、女

性問題は男性問題と表裏一体

であり、人権問題として解決

を図らなければなりません。

1 國際連合では、一九七五年(昭和五十年)七月、メキシコ市で国際婦人年世界會議を開催して、「婦人の平等と開拓」、一九七六年(昭和五十二年)から一九八五年(昭和六十年)まで、「国連婦人年」を宣言しました。

2 我が国においても、世界

会議において採択された「世界行動計画」に基づき、「一九八六年(昭和六一年)から二〇〇〇年(平成二年)までの十年間の計画」、つまり状況の変化と今後の動向を展望した一九九一年(平成三年)から二〇〇〇年(平成二年)までの十年間の計画

が、その他の分野においても

具体的活動を展開するよう総合的な推進を行っていきます。

3 市民の行動

男女平等社会の実現には、

女性の自立と地位の向上を促し、積極的にその意志を社会に反映するなどして、男性が

企画調整と各種施策の実施と

この計画にもとづく施策の

実行をめざすための(仮称)「八

幡市男女平等推進本部」を設置し、部長級の職員を配置して、体制を整備します。

4 計画における主要課題

男女平等社会をめざす施策の推進に当たっては、特に女性問題を解決するための法律や制度の整備改善の要望や、情報の交換、連携を一層充実させています。

5 計画の期間

この計画は二十一世紀を見据え、八幡市の女性などを通じて、八幡市の女性をより多く見直した一九九一年(平成三年)から二〇〇〇年(平成二年)までの十年間の計画です。

VIVIN 就業状況の改善整備

I 男女平等をめざす生涯学習の推進
II あらゆる分野への男女共同参加の促進
III 母性保護と健康の維持増進
IV 家庭生活の安定と福祉の増進

男女平等社会をめざす 八幡市行動計画(案)

なる一九八五年(昭和六十年)ナイロビ世界婦人会議にて開催され、その報告書を受け、八幡市行動計画策定協議会を主催して、本行動計画の策定の基盤づくりを推進してきました。

そこで「男女平等社会をめざす八幡市行動計画策定協議会」を主催して、本行動計画の策定の基盤づくりを推進してきました。

そこで「男女平等社会をめざす八幡市行動計画策定協議会」を主催して、本行動計画の策定の基盤

づくりを推進してきました。

そこで「男女平等社会をめざす八幡市行動計画策定協議会」を主催して、本行動計画の策定の基盤

づくりを推進してきました。

II あらゆる分野への男女共同参加の促進

「あらゆる分野への男女共同参加は国連婦人の十年の目標である「平等・発展・平和」を実現するための重要な鍵となるものです。

従来、政策決定や社会活動は主として男性中心に進められてきましたが、市民の半数を占める女性が社会のあらゆる分野に参加し、男性とともに社会の発展に貢献することで女性の地位向上と福祉の増進につながり、男性にとっても層活動のある生活を保障することになります。しかし、町内会やPTA、ボランティア活動など、地域活動への実質的な担い手は女性であるにもかかわらず、意志決定や運営は、男性主導型で進められているのが現状です。これから地域社会においては重要な役割をはたす女性活動、ボランティア活動、あらゆる地域活動へ女性が活動することが課題となっています。PTA、自治会活動消費者活動、ボランティア活動等、あらゆる地域活動へ女性が活動することが課題となっています。PTA、自治会活動消費者活動、ボランティア活動等、あらゆる地域活動へ女性が活動することが課題となっています。PTA、自治会活動消費者活動、ボランティア活動等、あらゆる地域活動へ女性が活動することが課題となっています。PTA、自治会活動消費者活動、ボランティア活動等、あらゆる地域活動へ女性が活動することが課題となっています。PTA、自治会活動消費者活動、ボランティア活動等、あらゆる地域活動へ女性が活動することが課題となっています。PTA、自治会活動消費者活動、ボランティア活動等、あらゆる地域活動へ女性が活動することが課題となっています。PTA、自治会活動消費者活動、ボランティア活動等、あらゆる地域活動へ女性が活動することが課題となっています。PTA、自治会活動消費者活動、ボランティア活動等、あらゆる地域活動へ女性が活動することが課題となっています。PTA、自治会活動消費者活動、ボランティア活動等、あらゆる地域活動へ女性が活動することが課題となっています。PTA、自治会活動消費者活動、ボランティア活動等、あらゆる地域活動へ女性が活動することが課題となっています。PTA、自治会活動消費者活動、ボランティア活動等、あらゆる地域活動へ女性が活動することが課題となります。



男と女のいい関係を考える女性問題基礎講座

(1) 母子保健の充実
母子保健の充実

(2) 健康の維持増進
健康の維持増進

(3) 地域活動への参加促進
地域活動への参加促進

(4) あらゆる分野への男女共同参加の促進
あらゆる分野への男女共同参加の促進

(5) 国際交流促進
国際交流促進

(6) 世界

「あらゆる分野への男女共同参加は国連婦人の十年の目標である「平等・発展・平和」を実現するための重要な鍵となるものです。

従来、政策決定や社会活動は主として男性中心に進められてきましたが、市民の半数を占める女性が社会のあらゆる分野に参加し、男性とともに社会の発展に貢献することで女性の地位向上と福祉の増進につながり、男性にとっても層活動のある生活を保障することになります。しかし、町内会やPTA、ボランティア活動など、地域活動への実質的な担い手は女性であるにもかかわらず、意志決定や運営は、男性主導型で進められているのが現状です。これから地域社会においては重要な役割をはたす女性活動、ボランティア活動、あらゆる地域活動へ女性が活動することが課題となっています。PTA、自治会活動消費者活動、ボランティア活動等、あらゆる地域活動へ女性が活動することが課題となっています。PTA、自治会活動消費者活動、ボランティア活動等、あらゆる地域活動へ女性が活動することが課題となっています。PTA、自治会活動消費者活動、ボランティア活動等、あらゆる地域活動へ女性が活動することが課題となります。

そこで、どの分野、どの過程においても男女が平等に活動する男女共同参加の実現を多角的に促進していく必要があります。

(1) 行政委員・審議会委員等への参加
行政委員・審議会委員等への参加

(2) 地域づくりと団体活動への参加
地域づくりと団体活動への参加

(3) 地域活動への参加促進
地域活動への参加促進

(4) あらゆる分野への男女共同参加の促進
あらゆる分野への男女共同参加の促進

(5) 国際交流促進
国際交流促進

(6) 世界

ばかりでなく男性も地域を支える社会活動の担い手となり、男女の協力関係によってます。

そこで、女性自身が意欲をもって、議会をはじめとする行政委員・審議会委員にも女性の登用が図られることをめざしていきます。

